

事 務 連 絡

平成21年 6 月 8 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

オーストリア製清涼飲料水の取扱いについて

今般、ドイツで販売されたオーストリア製清涼飲料水（レッドブル・コーラ）からコカインが検出され、当該製品の販売が禁止された事例が発生したとの報道がなされたところです。

当該製品については、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に違反する可能性があるため、当該製品について輸入相談又は輸入届出がなされた場合には、税関に通報するとともに、監視指導・麻薬対策課に情報提供を行うため、当該貨物を保留の上、企画情報課検疫所業務管理室まで連絡するようお願いいたします。